

司法試験予備試験受験者の無効答案等に関する取扱いについて

平成29年11月16日司法試験予備試験考査委員会議申合せ事項

1 無効答案

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は、無効答案として零点とする。

なお、採点した答案に当該答案が存在した場合には、採点報告の際、当該事項を次の表示により事務当局に通知する。

【科目】
審査番号〇〇〇〇の答案は、解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案である。 〔備考〕
考査委員氏名

2 答案用紙の科目の取違い

答案用紙の科目を取違えた場合は、零点とする。

ただし、正規の手続によって答案用紙の取違いの訂正を申し立てた者の答案については、正規答案として採点する。